

障害者雇用制度について

1 障害者雇用率について

40人以上規模の事業主は常用雇用労働者の2.5%以上の障がい者を雇用しなければなりません。なお、これら事業主は、毎年6月1日現在の障がい者の雇用状況を公共職業安定所に報告することとなっています。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障がい者} (\text{※1}) \text{である常用雇用労働者数} (\text{※2})}{\text{常用雇用労働者数} - (\text{常用雇用労働者数} \times \text{除外率})}$$

※1 対象障がい者 … 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳を交付された方に限る）

※2 常用雇用労働者 … 1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者で、1年を超えて雇用される（見込みを含む）方

【障害者雇用率の計算例（常用雇用労働者数が300人の場合）】

1 通常パターン

$$300人 \times 2.5\% = 7.5人 \text{（端数切り捨て）}$$

→ 達成すべき雇用障がい者は7人となります。

2 除外率（設定業種・除外率は裏面参照）設定パターン

除外率20%（建設業、道路貨物運送業など）の場合、

$$(300人 - \underline{60人}) \times 2.5\% = 6人$$

$$\hookrightarrow 300人 \times 20\% = 60人 \text{（常用雇用労働者数} \times \text{除外率）}$$

→ 達成すべき雇用障がい者は6人となります。

2 交付申請の対象者について

(1) 身体障がい者 … 身体障害者手帳の等級が1級から6級までに該当する方
7級に該当する障がい者が2つ以上ある方

※ 重度身体障がい者 … ①1級又は2級の方②3級に該当する障がい者が2つ以上あるなど2級相当の障がいがある方

(2) 知的障がい者 … 精神保健福祉センター、知的障がい者判定機関等、障害者雇用促進法19条の障害者職業センターから知的障がい者と判断された方

※ 重度知的障がい者 … ①療育手帳で程度が「A」②知的障がい者判定機関等から療育手帳「A」相当の判定書をもっている③障がい者職業センターから「重度知的障がい者」と判定 — のいずれかを満たす方

(3) 精神障がい者 … 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている方

3 常用雇用労働者である障がい者のカウント方法

	常用雇用労働者		
		短時間労働者	特定短時間労働者
週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満	10時間以上20時間未満
身体障がい者	1	0.5	—
	重度	2	0.5
知的障がい者	1	0.5	—
	重度	2	0.5
精神障がい者	1	1	0.5

- (1) 短時間労働者（週所定労働時間が20時間以上30時間未満）は、原則として1人を0.5人としてカウントします。
- (2) 精神障がい者は、短時間労働者でも1人としてカウントできます（当面の特例措置）。
- (3) 重度の身体障がい者と知的障がい者は1人を2人としてカウントします。短時間労働者の場合は1人としてカウントします。
- (4) 令和6年4月から、特定短時間労働者（週所定労働時間が10時間以上20時間未満）の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者1人を0.5人としてカウントできることになりました。

4 除外率の設定業種と除外率

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く） ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%
・港湾運送業 ・警備業	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%
・林業（狩猟業を除く）	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%
・石炭・亜炭鉱業	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%
・船員等による船舶運航等の事業	80%